

総 税 市 第 16 号
平成 23 年 3 月 25 日

各道府県総務部長
東京都総務局長 殿
東京都主税局長

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に係る
「ふるさと寄附金」の取扱いについて

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者又は被災地方団体の救援を目的として募金活動を行う団体（以下、「募金団体」という。）に対する義援金等に係る「ふるさと寄附金」（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。以下同じ。）の取扱いについて、下記のとおり取りまとめましたので通知します。貴管内市区町村に対しても、この旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受けようとする納税者が個人住民税申告書（確定申告書の住民税に関する事項を含む。）に寄附金額を記載した場合の確認方法は、原則として地方団体が発行する受領書によるものですが、今回の平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、その被害の状況にかんがみて、次のいずれかによることとして差し支えないものとします。
 - ア 募金団体が当該納税者に交付した受領書又は預り証（最終的に次の 2 のア又はイに拠出されることが明らかにされているものに限る。）
 - イ 次の①及び②の書類等（募金団体が日本赤十字社又は中央共同募金会である場合は次の①の書類等）
 - ① 振込依頼書の控又は郵便振替の半券（ともに原本に限る。）
 - ② ①の書類等に記載された口座が、募金団体により設けられた義援金等の専用口座であることが確認できる新聞記事、募金要綱又は募金趣意書等の写し
 - ウ 新聞社等が募金団体である場合における寄附者の氏名等を掲載した新聞記事等（住所、氏名及び寄附金額が記載されているものに限る。）

2 この場合において、当該募金団体に対する義援金等が、最終的に次のア又はイに拠出されることが新聞記事、募金要綱又は募金趣意書等で明らかにされていることが必要です。

ア 被災地方団体

イ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条又は第 42 条に規定する地域防災計画に基づき地方団体が関係機関と組織する義援金配分委員会等

なお、課税団体の確認事務を容易にするため、日本赤十字社又は中央共同募金会等に義援金等を拠出した募金団体の名称の一覧を、当課から提供する方向で調整中です。

(参照条文)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二～三 略

2 略

(寄附金税額控除)

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二、三 略

2 略

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

(都道府県地域防災計画)

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
 - 四 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域に係る防災に関し都道府県防災会議が必要と認める事項
- 3 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、中央防災会議の意見をきかなければならない。
 - 4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

(市町村地域防災計画)

- 第四十二条** 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
 - 四 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項
 - 3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。
 - 4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。
 - 5 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。